

第4章 環境モニタリング

1 モニタリング場所の決定

環境局大気環境対策課は、石綿使用の可能性がある建築物一覧、指定避難所等の一覧および、応急危険度判定結果などの建築物の倒壊情報をもとに、環境モニタリングを実施する地点を決定し、各区保健福祉センター公害対策課へ連絡する。

災害時には、建築物等の被災による倒壊・損壊、被災建築物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴う石綿飛散によるばく露が懸念されることから、大気中石綿濃度のモニタリングが必要となる。また、住民の不安の解消や建築物等の解体及び廃棄物処理における適切な石綿飛散・ばく露防止措置を促す観点からも、モニタリングの実施が求められる。

そのため測定地点は、被災状況等を考慮して避難所周辺等、倒壊・損壊した建築物等の多い地域、解体等工事現場等が考えられる。また、これらの地点のうち、住民から苦情が寄せられた地点は原則測定する。

2 モニタリングの実施

環境局大気環境対策課、各区保健福祉センター公害対策課および環境科学調査センターは、環境モニタリングを実施する。

大気中の石綿濃度測定方法については、モニタリングマニュアルに準ずる。なお、改訂が行われた場合には、可能な限り最新のマニュアルに準ずること。

測定により石綿の飛散が確認され、その石綿の発生源が特定できた場合には、適切な飛散防止措置（「第3章 5 応急措置」や「第6章 2 解体等における石綿飛散防止措置」などを参照）を実施するよう指導する。

3 結果の共有・周知

環境局大気環境対策課は、環境省の実施する環境モニタリング結果と併せて環境モニタリング結果を各局室へ提供するとともに、実施可能な方法で住民への周知を行う。

環境局大気環境対策課は、名古屋市公式ウェブサイトなど使用可能な媒体を用いて、環境モニタリング結果を住民へ周知する。